

令和6年度吾妻振興局地域振興調整費執行方針

(住民センター等整備事業を除く)

令和6年4月1日

吾妻振興局吾妻行政県税事務所

吾妻振興局における地域振興調整費は、元気と活気のある、より住みやすい吾妻地域にするため、地域調整費事務取扱要領によるほか、以下により執行する。

1 対象事業について

対象事業は、地域振興調整費を活用することで事業効果が見込まれる次に掲げるものとする。

- (1) 令和6年度吾妻振興局運営方針に記載する下記①～⑧の取組に寄与する事業
 - ①地域資源を活かした産業育成
 - ②地域に活力を与える人づくり
 - ③地域発展のための社会基盤整備
 - ④持続可能な地域づくりと地域社会の発展
 - ⑤希望が持てる未来につなぐ社会づくり
 - ⑥安全安心な暮らしづくり
 - ⑦災害に強い地域づくり
 - ⑧豊かな自然との共生
- (2) 地域の振興及び活性化に資する事業
- (3) 誘客力向上に資するための広域的かつ総合的な観光振興事業
- (4) 伝統的文化の継承及び発展に資する事業
- (5) その他地域の課題解決に資する事業など振興局長が必要と認める事業

2 執行手続きについて

- (1) 市町村・団体が地域振興調整費の交付または支出を受けようとするときは、予め行政県税事務所長に対して申請を行うものとする。
行政県税事務所長は、その内容を適当と認めた場合は、当該市町村・団体に対して必要な地域振興調整費を交付又は支出するものとする。
- (2) 振興局内各事務所長が事業を実施する場合、予め振興局長に協議を行うものとする。振興局長は、その内容を適当と認めた場合は、当該事務所長に対して必要な予算配布を行うものとする。

3 その他

地域振興調整費補助金の運用に関しては、地域振興調整費補助金交付要綱及び地域振興調整費補助金吾妻振興局運用方針によるものとする。